

北九州市監査公表第13号

令和2年5月22日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
上下水道局
- 3 監査の期間
平成31年4月12日から令和元年8月21日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日(令和2年監査公表第1号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 工事の一時中止に伴う増加費用の積算について（設計課）</p> <p>〔8〕岡田町他配水管布設替工事</p> <p>本工事は、八幡西区岡田町において、配水管φ200mm等の布設替えを行うものである。</p> <p>工事の着工にあたり試験掘りを行った結果、設計時には把握できなかったガス管等が埋設されていることが判明した。そのため、布設位置を変更する修正設計を行うこととしたが、その完了までに約5カ月間を要することから、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条により、工事の一時中止を指示した。</p> <p>一時中止に伴う増加費用については、国土交通省土木工事積算基準及び工事一時中止に係るガイドライン（以下「基準等」という。）により、受注者から請求があった場合に適用し、また、工事一時中止期間が3カ月を超える場合は、受注者からの見積りにより、受発注者が協議して増加費用を決定することとなっている。</p> <p>当工事においては、受注者からの増加費用の見積りでは、根拠資料が不足するなど、その妥当性が確認できず、受発注者間の協議が難航した。</p> <p>そこで、やむを得ず、工事一時中止期間が3カ月以内の場合に適用する、標準積算を用いて算定した増加費用に</p>	<p>今回の指摘は、一時中止期間が3カ月を超える場合における増加費用の算出根拠について、基準書等には具体的な設定方法が示されていないことから、基本計画書の作成において、増加費用の算出根拠について受発注者間で十分な協議がされず、受注者からの見積りの根拠資料が不足し、増加費用の決定ができなかったことが原因である。</p> <p>今回の指摘を受け、所定の基準等の遵守を徹底するよう水道部各課及び東・西の工事事務所水道課及び管理課（以下「関係部署」という。）の課長以上で情報を共有した。（8月26日）</p> <p>再発防止策として、「水道工事に係る積算基準書」に『「設計変更ガイドライン（北九州市）」並びに国土交通省地方整備局の通知等を参考にして増加費用等の積算を行う。』を追記し、関東地方整備局が公開している具体的な事例を参照するよう明記した。（10月1日改訂）</p> <p>合わせて、令和元年10月1日付事務連絡「定期監査（工事監査）の指摘事項に対する措置について（通知）」にて通知すると共に、関係課の事務改善会議にて周知徹底を図った。</p> <p>重ねて、今年度第4四半期に関係部署の土木職員全員に対し説明会を開催</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>より協議を行い、決定に至った。</p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用の積算については、所定の基準等を遵守し適切に行われたい。</p>	<p>し更に周知徹底を図る予定である。</p>

注・・[]内の数字は、令和2年監査公表第1号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す。